

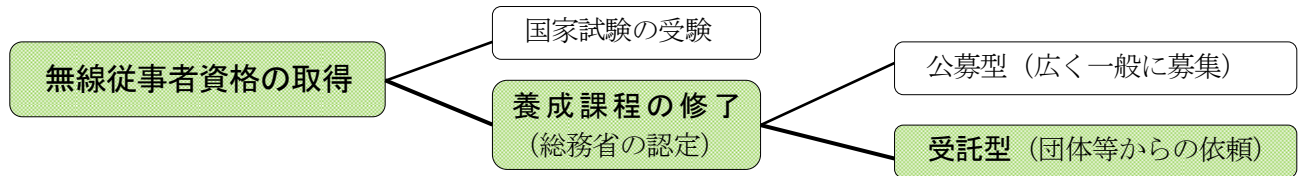
令和3年度 「受託型」養成課程のご案内

公益財団法人 日本無線協会
 〒104-0053 東京都中央区晴海三丁目3-3
 TEL 03-3533-6027 FAX 03-3533-6824
 e-mail yousei1@nichimu.or.jp



1. 無線従事者の「受託型」養成課程とは？

無線従事者資格は、国家試験を受験する以外に、養成課程を修了して取得することができます。



2. 「受託型」養成課程の申込先（ご相談先）

お申込み及びご相談は、当協会の本部又は支部で受け付けています。

本部・支部の所在地		養成課程を実施する地域
本部 (養成講習部)	〒104-0053 東京都中央区晴海3-3-3 江間忠ビル (☎) 03-3533-6027 (Fax) 03-3533-6824	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県、山梨県
北海道支部	〒060-0002 札幌市中央区北2条西2-26 道特会館 (☎) 011-271-6062 (Fax) 011-271-6071	北海道
東北支部	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-26 コンヤスビル (☎) 022-265-0575 (Fax) 022-265-0822	宮城県、福島県、岩手県、青森県、山形県、秋田県
信越支部	〒380-0836 長野市南県町6-9-3-4 共栄火災ビル (☎) 026-234-1377 (Fax) 026-234-1410	長野県、新潟県
北陸支部	〒920-0919 金沢市南町4-5-5 WAKITA 金沢ビル (☎) 076-222-7121 (Fax) 076-223-7922	石川県、富山県、福井県
東海支部	〒460-8559 名古屋市中区丸の内3-5-10 名古屋丸の内ビル (☎) 052-951-3820 (Fax) 052-951-9084	愛知県、静岡県、岐阜県、三重県
近畿支部	〒540-0012 大阪市中央区谷町1-3-5 アンフィニ・天満橋ビル (☎) 06-6942-8886 (Fax) 06-6941-6430	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県
中国支部	〒730-0004 広島市中区東白島町2-0-8 川端ビル (☎) 082-221-5513 (Fax) 082-221-5613	広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県
四国支部	〒790-0003 松山市三番町7丁目1-3-13 ミツネビルディング (☎) 089-946-4431 (Fax) 089-947-2519	愛媛県、徳島県、香川県、高知県
九州支部	〒860-8524 熊本市中央区辛島町6-7 いちご熊本ビル (☎) 096-325-1384 (Fax) 096-325-1395	熊本県、長崎県、福岡県、大分県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県
沖縄支部	〒900-0027 那覇市山下町1-8-26 山下市街地住宅 (☎) 098-840-1816 (Fax) 098-840-1817	沖縄県

3. 料 金

料金は、原則、次の通りです。なお、教科書代及び免許申請手数料は含まれていません。
また、講義場所も用意して頂きます。

(1) 受講者が40名以内の場合

＜ 料 金 表 ＞

(単位：円)

養成課程の種別		距 離	
		100 km以下	100 km超
第四級海上無線通信士	料 金	1,652,200	2,924,900
	(基本料)	1,502,000	2,659,000
第一級海上特殊無線技士	料 金	799,700	1,243,000
	(基本料)	727,000	1,130,000
第二級海上特殊無線技士	料 金	440,000	649,000
	(基本料)	400,000	590,000
第三級海上特殊無線技士	料 金	276,100	361,900
	(基本料)	251,000	329,000
レーダー級海上特殊無線技士	料 金	335,500	514,800
	(基本料)	305,000	468,000
航空無線通信士	料 金	1,925,000	3,339,600
	(基本料)	1,750,000	3,036,000
航空無線通信士(外国)(注)	料 金	1,595,000	
	(基本料)	1,450,000	
航空特殊無線技士	料 金	456,500	701,800
	(基本料)	415,000	638,000
第一級陸上特殊無線技士	料 金	916,300	1,226,500
	(基本料)	833,000	1,115,000
第二級陸上特殊無線技士	料 金	385,000	572,000
	(基本料)	350,000	520,000
第三級陸上特殊無線技士	料 金	335,500	473,000
	(基本料)	305,000	430,000

注： 航空無線通信士(外国)は、外国政府の発給する証明書を有する受講者を対象としており、定員は20名です。

なお、料金は、基本料に消費税額(税率100分の10、以下同じ。)を加えた額です。

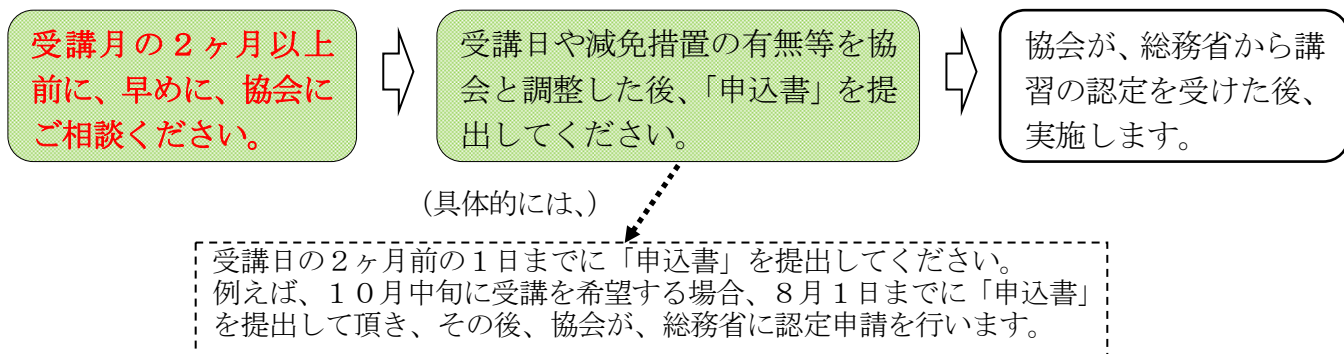
(2) 受講者が40名を超える場合(上限は60名)

受講者が40名を超える場合の料金は、次式により算出した講習料金(千円未満は四捨五入します。)に消費税を加えた額とします。

$$\text{講習料金} = \{ \text{基本料金} + (\text{基本料金} / 40) \times 0.8 \times \text{追加人数} \}$$

- (3) 「少人数(19名以下)での実施」又は「離島における実施」を希望される場合は、ご相談ください。
- (4) 受講者が一定の資格を有している場合は、授業時間の軽減及び料金の減額が適用されることがありますのでご相談ください。
- (5) 第一級陸上特殊無線技士の受講要件を得るための選抜試験の受験料は6,600円(消費税10%含)です。
- (6) 修了試験に合格しなかった場合、1回に限り補習を受けた後に再試験を受けることができます。補習の料金(再試験の受験料含)は、受講者1名、1時間につき1,100円(消費税10%含)です。

4. 申込みの流れ



5. 開催の事前準備

養成課程の開始日まで、次の準備をお願いいたします。

(1) 無線従事者養成課程用標準教科書

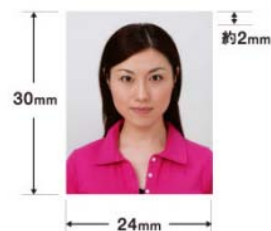
受講者の人数分ご用意ください。標準教科書は(一財) 情報通信振興会(03-3940-3951)で購入できます。

(2) 無線従事者免許申請書

事前に無線従事者免許申請書をお渡ししますので、必要事項を記入してください。

(3) 写真3枚(受講票用、修了証明書用、無線従事者免許申請用)

受講申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身(胸から上)、無背景の縦30mm×横24mm(フチなし)のもので、裏面に養成課程の種別及び氏名を記載してください。



なお、3枚のうち、1枚目は無線従事者免許申請書に貼付、2枚目は同申請書に添付、3枚目は受講票に貼付してください。

(4) 氏名及び生年月日を証する書類(合格後、無線従事者免許の申請に必要です。)

次の①、②、③のいずれか一つを準備してください。

なお、**自動車運転免許証のコピーは証明書類として認められていません。**

① 住民票(コピー不可、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものに限り)

② 無線従事者免許証、電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証のコピー。

③ 本人の11桁の住民票コードを免許申請書に記入する。

(参考) 住民票コードとは、住民基本台帳ネットワークシステムで使用するため国民全体に割り当てられた11桁の番号です。住民票コードは、個人番号(マイナンバー)とは別のものです。

(5) 受講者名簿、出席簿及び受講票の作成

事前に電子メールにより受講者名簿、出席簿及び受講票のフォーマットを送付しますので、必要事項を入力し、返信して下さい。

また、併せて、受講者名簿兼出席簿及び受講票を印刷してください。

なお、受講票の印刷には、事前に送付している受講票用紙(白紙)をご利用ください。

6. 無線従事者免許証の取得手続き

依頼団体は、修了試験結果の通知を受けた後、申請者全員の免許申請手数料の総額に相当する収入印紙を速やかに本部又は支部にお届けください。(一人1,750円:電波法関係手数料令)

無線従事者免許証の取得手続きは当協会が行い、発給され次第、依頼団体にお届けいたします。

7. 対象資格及び授業科目（時間）

次の無線従事者資格を対象に、「受託型」養成課程を実施します。

	養成課程の種別	授業科目	授業時間（合計）
陸上資格	第一級陸上特殊無線技士	無線工学/法規	5 4 時間
	第二級陸上特殊無線技士	無線工学/法規	9 時間
	第三級陸上特殊無線技士	無線工学/法規	6 時間
海上資格	第四級海上無線通信士	無線工学/法規	8 8 時間
	第一級海上特殊無線技士	無線工学/法規/英語/電気通信術	3 9 時間
	第二級海上特殊無線技士	無線工学/法規	1 3 時間
	第三級海上特殊無線技士	無線工学/法規	6 時間
航空	航空無線通信士	無線工学/法規/英語/電気通信術	1 0 0 時間
	航空特殊無線技士	無線工学/法規/電気通信術	1 8 時間

なお、第一級陸上特殊無線技士及び航空無線通信士については、養成課程を受講するための要件が定められています。次のいずれか一つの要件を満たしていることが必要です。ご不明の点は、養成講習部（03-3533-6027）までお問い合わせください。

（第一級陸上特殊無線技士及び航空無線通信士の受講要件）

証明書が必要となりますのでご注意ください。

（1）第一級陸上特殊無線技士

- ① 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校の電気通信に関する課程を有する学科を卒業した者
- ② 学校教育法による大学の電気通信に関する課程を有する学科を1年次以上修了した者又は高等専門学校の電気通信に関する課程を有する学科を3年次以上修了した者
- ③ 入学資格を学校教育法第57条に規定する者とする修業年限が3年以上の学校の電気通信に関する課程を有する学科を卒業した者
- ④ 入学資格を学校教育法第90条に規定する修業年限が1年以上の学校等の電気通信に関する課程を有する学科等を卒業し又は修了した者（「修了した者」については、1年以上を修了した者に限る。）
- ⑤ 第二・第三級総合無線通信士、第一・第二・第四級海上無線通信士又は航空無線通信士の資格を有する者
- ⑥ 当該認定申請前5年以内に通算して3年以上（学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者及びこれに準ずる者の場合は、1年以上）多重無線設備の保守の補助又は搬送端局設備若しくは電力線搬送端局設備の保守に従事した経歴を有する者。[（経歴証明書様式はここをクリック）](#)
- ⑦ 日本無線協会が実施する第一級陸上特殊無線技士の[選抜試験（※）](#)に合格した者。[（選抜試験はここをクリック）](#)

※60点以上が合格点です。受験料は、1人 6,600円（消費税額10%含）です。

（2）航空無線通信士

- ① 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力がある者
- ② 第三級総合無線通信士、第一級、第二級、第四級海上通信士又は第一級、第二級陸上無線技術士の有資格者